

令和 2 年第 2 回臨時組合議会（令和 2 年12月18日）

入間東部地区事務組合議会会議録

入間東部地区事務組合議会

令和2年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年12月10日

入間東部地区事務組合管理者 星 野 光 弘

- 1 期 日 令和2年12月18日（金）午前10時
- 2 場 所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）
- 3 付議事件
 - （1）第16号議案 専決処分の承認を求めることについて
 - （2）第17号議案 専決処分の承認を求めることについて
 - （3）第18号議案 専決処分の承認を求めることについて
 - （4）第19号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）
 - （5）第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - （6）第21号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	加賀奈々恵	議員	2番	深瀬優子	議員
3番	鈴木啓太郎	議員	4番	伊藤美枝子	議員
5番	細谷光弘	議員	6番	小松伸介	議員
7番	川畑勝弘	議員	8番	尾崎孝好	議員
9番	大築守	議員	11番	鈴木淳	議員
12番	久保健二	議員	13番	斉藤隆浩	議員
14番	塚越洋一	議員	15番	本名洋	議員

不応招議員（1名）

10番	小高時男	議員
-----	------	----

令和2年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会議事日程

令和2年12月18日(金)

午前10時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者あいさつ

日程第 4 議案審議

第16号議案 専決処分の承認を求めることについて

第17号議案 専決処分の承認を求めることについて

第18号議案 専決処分の承認を求めることについて

第19号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第2号)

第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第21号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会

議会議長

△出席議員(14名)

1番 加 賀 奈々恵 議員

2番 深 瀬 優 子 議員

3番 鈴 木 啓太郎 議員

4番 伊 藤 美枝子 議員

5番 細 谷 光 弘 議員

6番 小 松 伸 介 議員

7番 川 畑 勝 弘 議員

8番 尾 崎 孝 好 議員

9番 大 築 守 議員

11番 鈴 木 淳 議員

12番 久保健二 議員

13番 斉藤隆浩 議員

14番 塚越洋一 議員

15番 本名 洋 議員

△欠席議員（1名）

10番 小高時男 議員

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

金子進之介 書記長

森山祥一 事務職員

新井良輔 事務職員

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

星野光弘 管理者

林伊佐雄 副管理者

高畑博 副管理者

樋口良晴 会計管理者

渋川久 事務局長

高橋映治 次長兼
総務課長

玉田幸三 消防長

木村誠 次長兼
予防課長

大野一郎 消防総務課長

生井重雄 警防課長

小嶋学 救急課長

吉澤政儀 指揮統制課長

坂寄節夫 西消防署長

中川一諭 東消防署長

.....
○ 齊藤隆浩議長 おはようございます。

各市町とも定例議会が無事終わりましたことを本当にお疲れさまでございました。今回も組合議会もでございますので、同様に慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まだまだコロナが終息しない中で当管内の職員をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様本当に感謝するとともに、これから年末年始を控えまして管内の防火、安全に心から願いまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

.....

△開会及び開議の宣告（午前10時00分）

○ 齊藤隆浩議長 ただいまの出席議員は14人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和2年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

なお、本日10番・小高時男議員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

本日の会議を開きます。

.....

◎議会運営委員長の報告

○ 齊藤隆浩議長 議会運営委員会の報告を求めます。

川畑委員長。

○ 川畑勝弘議会運営委員長 皆様、おはようございます。

本日9時より議会運営委員会を開催し、本臨時会における議事運営について協議をいたしましたので、ご報告させていただきます。

提出議案については、専決処分の承認を求めることについて3件、令和2年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の6件でございます。

次に、資料要求につきましては、提出がなかったことを確認をいたしました。

また、閉会中における継続調査の件につきまして、議長宛てに申出を行うことに決定をいたしました。

会期につきましては、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議をいたしました結果、本日1日とすることに決定をいたしました。

次に、日程につきましては、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定をいたしましたので、お手数ですが、議事日程（案）の（案）を二重線で消していただきたいと思っております。

以上、本臨時会の運営が円滑に行われますよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 齊藤隆浩議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑を受けます。

〔「なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

- 齊藤隆浩議長 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番・本名洋議員，1番・加賀奈々恵議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

- 齊藤隆浩議長 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎出席説明員の報告

- 齊藤隆浩議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧表のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

△日程第3 管理者あいさつ

- 齊藤隆浩議長 日程第3，管理者あいさつを行います。

星野管理者。

- 星野光弘管理者 皆様、おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年は新型コロナウイルス感染症によって生活様式が一変し、今までに経験したこ

とのない一年となりました。

感染の拡大を防止するため、緊急事態宣言や外出自粛要請など様々な対策が取られてまいりましたが、11月に入り、全国的に感染が急拡大し、重症者も増加をしております。

このような中、先日、ふじみの救急病院の鹿野院長先生にお会いした際、「マスクの着用は、ワクチン接種に匹敵する効果がある」とのお話があり、マスクの着用や3密の回避など、基本的な感染症対策の重要性について改めて認識をしたところでございます。

次に、管内における新型コロナウイルス感染症が疑われる救急搬送件数につきましては、令和2年2月20日から11月30日までに158件を数え、そのうち陽性者の搬送件数は28件となっております。

また、28件のうち18件が11月中の搬送であることから、管内における急激な感染の広がりを実感するとともに、強い危機感を感じているところでございます。

こうした状況を踏まえ、来年1月に開催を予定しておりました消防出初式を中止する判断とさせていただきます。消防出初式は新春を飾る恒例行事であり、消防の士気を高めるとともに、管内の消防力を住民の皆様にお見せできる機会であることから、非常に残念な判断となりますが、議員の皆様におかれましてはご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

今後は、さらに空気が乾燥し、新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの同時流行にも最大限の注意を払いながら、火災が増加する季節に向け、しっかりとした準備を進めていくことで、住民の負託に全力で応えてまいる所存でございます。

続きまして、衛生行政につきましてもご報告いたします。初めに、しののめの里の利用状況でございますが、本年4月1日から11月30日までの火葬件数は、昨年と比べますと44件増の2,208件となっており、管内の件数は減少となる一方、管外の件数は増加傾向にございます。

また、式場利用件数は、昨年と比べますと73件減の294件となっており、管内の火葬件数の減少や葬儀形式の変化などの影響によるものと分析をいたしております。

なお、新型コロナウイルス感染者のご遺体の火葬につきましては、複数件数執り行っておりますが、引き続き感染防止対策に万全を期した上で施設運営を行ってまいります。

次に、浄化センターの関係でございますが、バイオガス発電プラントにつきましては、9月4日の営業運転開始以来、徐々に処理量を増やししながら、順調に稼働していると聞いております。引き続きバイオガス事業者と連携を密にしながら、循環型社会の形成を推進してまいります。

結びに、本臨時会に提案しております案件は、職員の給与に関する条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについてをはじめ、令和2年度一般会計補正予算(第2号)など全部で6議案となっております。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上で開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。以上でございます。

.....

△日程第4 議案審議

- ◎第16号議案 専決処分の承認を求めることについて
- ◎第17号議案 専決処分の承認を求めることについて
- ◎第18号議案 専決処分の承認を求めることについて
- ◎第19号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）
- ◎第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ◎第21号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○**斉藤隆浩議長** 日程第4，議案審議を行います。

これより本臨時会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○**金子進之介書記長**（議案名朗読）

○**斉藤隆浩議長** 以上で議案6件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

星野管理者。

○**星野光弘管理者** それでは、本臨時会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、第16号議案 専決処分の承認を求めることについてでございますが、組合議会議員の期末手当の額を改定するため、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第17号議案 専決処分の承認を求めることについてでございますが、管理者及び副管理者の期末手当の額を改定するため、入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第18号議案 専決処分の承認を求めることについてでございますが、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の額を改定するため、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第19号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算を補正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提出するものでございます。

次に、第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

でございますが、国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため防疫等作業手当の特例等を定めるため、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

最後に、第21号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例でございます。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**齊藤隆浩議長** 以上で議案の上程を終了いたします。

第16号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

担当者に議案内容について説明させます。

渋川事務局長。

○**渋川 久事務局長** 第16号議案 専決処分の承認を求めることについて、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和2年人事院勧告に伴う一般職員の給与改定を踏まえ、議員の期末手当支給月数を改定するものでございます。令和2年人事院勧告では、期末手当の支給月数を0.05月引き下げる内容となっており、令和2年度においては12月期の支給で調整することとなっております。

一方、12月期の期末手当の支給に係る基準日は12月1日であるため、基準日以前に本条例の一部改正が必要となりますが、国の給与法改正案の動向や構成市町の12月議会の日程等から、11月中に組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本条例の一部改正を令和2年11月27日付で専決処分させていただいたものでございます。

次に、改正の内容につきましてご説明申し上げます。初めに、第1条関係でございます。第5条第2項では、一般職員の給与改定を踏まえ、議員の期末手当の支給月数についても0.05月引下げ、年間支給月数を職員と同様に、4.45月とするものでございます。また、引下げ分につきましては、令和2年度は12月期で調整するものでございます。

次に、第2条関係でございますが、令和3年度以降の期末手当につきましては、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう改正するものでございます。

次に、附則におきまして、施行期日を公布の日とし、第2条関係は令和3年4月1日から

施行することとしております。

なお、今回の改定に伴う今年度の影響額につきましては、補正予算（第2号）におきまして減額をしております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 齊藤隆浩議長 これより質疑に入りますが、マスクの着用により聞き取りづらいことがありますので、発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第16号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第16号議案を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 齊藤隆浩議長 挙手全員です。

よって、第16号議案は承認されました。

第17号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

担当者に議案内容について説明させます。

渋川事務局長。

- 渋川 久事務局長 第17号議案 専決処分の承認を求めることについて、入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和2年人事院勧告に伴う一般職員の給与改定を踏まえ、

議員の期末手当の改定と同様に、正副管理者の期末手当の支給月数を改定するものでございます。また、本条例改正を専決処分とした理由につきましては、議員の期末手当の条例改正と同様に、令和2年度12月期の期末手当の支給に当たり、支給基準日の12月1日以前に本条例の一部改正が必要となったため、令和2年11月27日付で専決処分させていただいたものでございます。

次に、改正の内容につきましてご説明いたします。初めに、第1条関係でございます。第4条第2項では、一般職員の給与改定を踏まえ、正副管理者の期末手当の支給月数についても0.05月引下げ、年間支給月数を職員と同様に、4.45月とするものでございます。また、引下げ分につきましては、令和2年度は12月期で調整するものでございます。

次に、第2条関係でございますが、令和3年度以降の期末手当につきましては、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう改正するものでございます。

次に、附則におきまして、施行期日を公布の日とし、第2条関係は令和3年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の改正に伴う今年度の影響額につきましては、補正予算（第2号）におきまして減額しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第17号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第17号議案を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第17号議案は承認されました。

第18号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

担当者に議案内容について説明させます。

渋川事務局長。

- 渋川 久事務局長 第18号議案 専決処分の承認を求めることについて、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和2年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえ、給与改定を行うものでございます。令和2年人事院勧告では、期末手当の支給月数を0.05月引き下げる内容となっており、令和2年度においては12月期の支給で調整することとなっております。

一方、12月期の期末手当の支給に係る基準日は12月1日であるため、基準日以前に本条例の一部改正が必要となりますが、国の給与法改定案の動向や構成市町の12月議会の日程等から、11月中に組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法179条第1項の規定により、本条例の一部改正を令和2年11月27日付で専決処分させていただいたものでございます。

次に、改正の内容につきましてご説明申し上げます。初めに、第1条関係でございます。第24条第2項では、令和2年人事院勧告を踏まえ、一般職員の期末手当の支給月数を0.05月引下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.45月とするものでございます。また、引下げ分につきましては、令和2年度は12月期で調整するものでございます。

続きまして、第2条関係につきましてご説明いたします。第24条第2項では、令和3年度以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給月数が均等になるように配分するものでございます。

次に、附則におきまして、施行期日を公布の日とし、第2条関係は令和3年4月1日から施行することとしております。

なお、給与改定に伴う今年度の影響額につきましては、補正予算（第2号）におきまして減額をしております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第18号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第18号議案を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○ 齊藤隆浩議長 挙手多数です。

よって、第18号議案は承認されました。

第19号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明させます。

渋川事務局長。

○ 渋川 久事務局長 第19号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料としてお配りしております参考資料5、令和2年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）概要をお願いいたします。

初めに、今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。補正予算額につきましては、（1）、歳入歳出予算補正額にございますとおり、781万8,000円減額し、補正後の予算総額を45億8,063万3,000円とするものでございます。

次に、（2）、歳入の内容につきましてご説明いたします。①、分担金及び負担金の組合市町負担金につきましては、前年度繰越金の確定及び今回の補正予算を踏まえ、2億3,525万6,000円を減額するものでございます。なお、非常備消防負担金におきましては、令和元年度埼玉県消防協会入間東部支部負担金及び消防団共同事業負担金の構成市町負担分の積算に当

たり、均等割の負担割合を本来は3分の1ずつとすべきところをふじみ野市が4分の2、富士見市、三芳町が4分の1と積算していたため、構成市町関係課と協議した結果、今回の補正予算の中で再積算を行い、精算を行っております。

②、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、2億2,743万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、(3)、歳出の内容につきましてご説明いたします。①、議員期末手当、②、事務局職員及び正副管理者期末手当、③、消防職員期末手当につきましては、令和2年人事院勧告等を踏まえ、それぞれの期末手当の支給月を0.05月引き下げたことに伴う影響額を減額補正してございます。

④、消防公債費の利子でございますが、令和元年度発行地方債の借入額及び借入利率の確定に伴い、利子を265万7,000円減額してございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入歳出を一括で質疑を行います。

また、質疑に当たっては、予算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第19号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第19号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明させます。

玉田消防長。

- 玉田幸三消防長 第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために人事院規則の改正が求められ、感染症対応に従事した救急隊員等へ防疫等作業手当が追加されたことに伴い、防疫等作業手当の特例等を定めたく、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

第15条第2項第6号に、感染症の発生の予防又は感染症のまん延防止のため防疫作業に従事した者1日300円を追加し、附則には新型コロナウイルス感染症に係る第15条第2項第6号に規定する防疫作業手当については、同条の規定にかかわらず、当該作業に従事した1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額を支給するものでございます。

第1号、次に掲げる作業以外の作業3,000円。第2号、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業4,000円を新たに設けるものでございます。

今回の改定に伴い、想定される影響額でございますが、360万円になると見ております。予算措置につきましては、既定の予算内で対応してまいります。

なお、施行日につきましては、令和2年2月20日に遡り対応をするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

- 齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第20号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第20号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

第21号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

玉田消防長。

- 玉田幸三消防長 第21号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、火災予防条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、電気自動車などに充電する急速充電設備の全出力の上限が50キロワットから200キロワットまで拡大することに伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、所要の規定を整備及び条文の整備を行うものでございます。

なお、この省令の施行が令和3年4月1日に予定をされていますので、この条例につきましても令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

- 齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第21号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第21号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○齊藤隆浩議長 日程第5，閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者あいさつ

○齊藤隆浩議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

星野管理者。

○星野光弘管理者 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案をさせていただきました議案に対し、慎重なるご審議の上、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

ふだんより議員の皆様からいただいておりますご意見やご提案，とりわけ新型コロナウイルス感染症対策の徹底など，しっかりと今後の組合運営に活かしてまいりたいと考えております。

結びに，今後におきましても管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため，職員一丸となって業務に邁進してまいります。

議員皆様におかれましては，健康にご留意され，より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます，閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

.....
△閉会の宣告（午前10時39分）

○齊藤隆浩議長 お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって，会議規則第8条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって，本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。